

帝京大学医学部有料研究生規程

(総 則)

第1条 帝京大学医学部（以下「本学」という。）が、本学で行う有料研究生の研究およびそれに付随する事項はこの規程の定めるところによる。

(目 的)

第2条 有料研究生は、主たる研究の場である講座または科の指導教授の指導のもとに、週1日半以上、本学において、医学に関する高度な理論および技術の研究を行うことを目的とする。

(資 格)

第3条 臨床医学講座又は診療科において有料研究生となる者は、原則として2ケ年の臨床研修を終了した者。但し、大学院基礎医学系博士課程を経た者で、関連科目の単位を臨床科目で取得した者は、この限りではない。

2 基礎医学講座又は研究施設において有料研究生となる者は、大学の自然科学系の課程を修了した者。又は、これと同等以上の学力を有すると認められる者であって、大学又は研究機関において研究に従事（予定を含む）している者。

3 その他、学長が適当と認める者。

(承認の申請)

第4条 有料研究生の申請は、原則として研究を志望する講座の主任教授、診療科の科長、または施設の長が行う。

2 有料研究生を志願する者は、次に掲げる所定の書類を、志望する講座の主任教授、診療科の科長、または施設の長を経て、本部人事課に提出すること。

- | | | |
|---------------|---------|----|
| (1) 有料研究生願書 | (様式第1号) | 1通 |
| (2) 履歴書 | (様式第2号) | 1通 |
| (3) 研究カリキュラム表 | (様式第3号) | 1通 |
| (4) 有料研究生推薦書 | (様式第4号) | 1通 |
| (5) 健康診断書 | (様式第5号) | 1通 |
| (6) 誓約書 | (様式第6号) | 1通 |
| (7) 戸籍抄本 | | 1通 |
| (8) その他 | | |

ア 医師の場合

医師免許証（写）、保険医登録票（写） 各1通

（医師免許証、保険医登録票は持参のこと）

イ 医師以外の場合

最終学校の卒業証明書（学生の場合は在学証明書） 1通

註 (7) および (8) については、本学の教職員、臨床研修医、研究生、修練医、修練生のいずれかの採用時に提出し、それぞれの内容に変更がない場合は提出し

なくてよい。

(承認の決定)

第5条 臨床医学の有料研究生の承認申請があった場合は、学長は医学部長、教育担当副院長、大学院生研究生委員長の各意見を聞き、その結果をもとに承認の決定を行う。

2 基礎医学の有料研究生の承認申請があった場合は、学長は医学部長、大学院生研究生委員長の各意見を聞き、その結果をもとに承認の決定を行う。

3 前項の規定により有料研究生として承認された者に対し、身分証明書を交付する。

(承認の変更)

第6条 既に承認されている事項の変更の承認は、医学部長が学長の承認を得て行う。

(承認の取り消し)

第7条 有料研究生が研究目的を逸脱して服務規律を乱すなど不当な行為を行ったと認められる時は、医学部長の意見に基づき、学長は研究の許可を取り消すことができる。

(受講料)

第8条 有料研究生は本学に、受講料（研究に要する諸経費を含む）年額 80 万円を納入しなければならない。但し、本学において臨床研修医を修了した後、基礎医学の有料研究生となった者は、年額 100 万円を納入しなければならない。

(給与等)

第9条 本学は有料研究生に対して給与の支給は行わない。

尚、宿舍の貸与についても原則として行わない。

(研究修了証書等)

第10条 有料研究生が所定の研究を修了したときは、学長は研究修了証書を交付することができる。

2 有料研究生が研究期間等について証明書の交付を希望するときは、学長はこれを交付することができる。

(研究歴)

第11条 学位を取得する際には、有料研究生として在籍した期間を研究歴に加算することができる。

2 有料研究生が学位を得るためには、基礎医学においては、6年以上、臨床医学においては、8年以上の研究歴を必要とする。但し、医学部・歯学部以外の大学卒業者はこれより更に2年以上の研究歴を必要とする。尚、本学において、本学の定める2年間の臨床研修医を経た者、大学院博士課程に在籍していた者、および教職員であった者は、その期間を研究歴に含むことができる。

(服務規律等)

第12条 有料研究生の服務規律等については、職員に準じて取り扱うほか、次によるものとする。

(1) 有料研究生は本学の諸規則を遵守し、指導者の指示に従って研究、診療、その他必要な業務に従事するものとする。

- (2) 有料研究生は本学の業務に支障を来し、又は信用を傷つけ、不名誉となる行為をしてはならない。
- (3) 有料研究生は研究上および診療上で知り得た患者の秘密および本学の公務上の秘密を他に漏らしてはならない。このことに関しては研究の修了後においても同様とする。
- (4) 有料研究生が本学における研究成果を本学外で発表するときは、研究を担当した講座では主任教授、診療科では医長又は科長の承認を受けなければならない。

(弁 済)

第13条 有料研究生は本人の故意又は重大な過失により本学に損害を与えたときは、その弁済の責を負わねばならない。

(退 籍)

第14条 有料研究生の辞退を希望する場合（研究期間満了による場合も含む）は、速やかに有料研究生辞退届（様式第7号）を講座では主任教授、診療科では医長又は科長を経て、本部人事課に提出すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成元年3月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成4年12月1日から改正施行する。
- 3 この規程は、平成12年10月1日から改正施行する。
- 4 この規程は、平成14年9月18日から改正施行する。
- 5 この規程は、平成17年4月1日から改正施行する。
- 6 この規程は、平成19年4月1日から改正施行する。